

○国土交通省令第 号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成二十六年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条―第九条の二）」を

「第一章 総則（第一条―第九条の二）」に、

第一章の二 基本方針（第九条の三）」

「第五節 乗継円滑化事業（第二

「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、第五節の二 鉄道事業再構築事

第六節 鉄道再生事業（第三十

十三条―第三十条） 「第五節 鉄道事業再構築事業（第二十三条―第二十六条）」

業（第三十条の二―第三十条の五）を第六節 鉄道再生事業（第二十七条―第三十二条）

一条―第三十六条）第七節 地域公共交通再編事業（第三十三条―第三十六条

に改める。

の七）」

第四条中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第九条を削る。

第九条の二中「第二条第九号の二」を「第二条第九号」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第二条第十一号の国土交通省令で定めるもの）

第九条の二 法第二条第十一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。

一 特定旅客運送事業に係る路線、運行系統若しくは航路又は営業区域の編成の変更

二 他の種類の旅客運送事業への転換

三 自家用有償旅客運送による代替

四 第一号、第二号又は前号に掲げるものと併せて行うものであって、次に掲げるいずれかのもの
イ 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善

ロ 共通乗車船券の発行

ハ 乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ＩＣカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 基本方針

（法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項）

第九条の三 法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 国、地方公共団体その他の関係者の役割に関する事項

二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項

第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第二章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通網形成計画の作成

第十条の見出し中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条中「

地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十一条第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第十三条第二項第二号中「前条第二項」を「前条第二項各号」に改める。

第十五条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第十六条第三項中「道路運送法施行規則」を「道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

第十八条中「道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）」を「」とあるのは「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

第十六条又は第十七条に基づく申請書（「」と、「」に改め、「又は第十四条に基づく認可申請書（「」を削り、「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条又は第十七条に基づく申請書（規則第十六条第二項又は第十七条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が」を「」第四条に基づく許可申請書に係る事項」に改め、「、国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と」の下に「、「限る。」）とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされ

たものに限る。）」と」を加える。

第二十条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第二章第五節を削る。

第三十条の二の見出し中「第二十五条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条中「第二十五条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「地域公共交通総合連携計画を作成した市町村」を「地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十条の三中「第二十五条の二第二項第八号」を「第二十三条第二項第八号」に改め、同条第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十条の四第一項中「第二十五条の三第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項第二号中「第二十五条の二第二項各号」を「第二十三条第二項各号」に改め、同条第二項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第三項中「鉄道事業法施行規則」を「鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十条の五第一項中「第二十五条の三第五項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第三項中「第一項各号」を「同項各号」に改め、「かつ」の下に「、前項に規定する書類のほか」を加え、同条第四項中「鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項」を「前条第三項」に改め、同条を第二十六

条とする。

第二章第五節の二を同章第五節とする。

第三十一条中「都道府県その他の地域公共交通総合連携計画を作成した市町村」を「都道府県（当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。）その他の地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十二条第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十三条を第二十九条とし、第三十四条を第三十条とし、第三十五条を第三十一条とする。

第三十六条第二項第二号中「（昭和六十一年法律第九十二号）」を削り、同条を第三十二条とする。第二章に次の一節を加える。

第七節 地域公共交通再編事業

（地域公共交通再編実施計画の記載事項）

第三十三条 法第二十七条の二第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施策その他の

関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者)

第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者

二 その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線又は営業区域において自家用有償旅客運送を行おうとする者

(地域公共交通再編実施計画の認定の申請)

第三十五条 法第二十七条の三第一項の規定により地域公共交通再編実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 地方公共団体の名称

二 法第二十七条の二第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第八条第三項並びに第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（地域公共交通再編実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条 法第二十七条の三第五項の規定により認定地域公共交通再編実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 地方公共団体の名称

二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該地域公共交通再編実施計画に係る地域公共交通再編事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項

各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（利害関係人等の意見の聴取）

第三十六条の二 法第二十七条の三第二項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項若しくは法第二十七条の六第六項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消しについて国土交通大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4 道路運送法施行規則第五十五条から第六十条までの規定は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。

（法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法）

第三十六条の三 法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「地域公共交通再編事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十五条又は第三十六条に基づく申請書（」と、「。以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「」第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」）とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」）と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書（」とあるのは「地域公共交通再編事業につき規則第三十五条又は第三十六条に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。））」とあるのは「申請書」と、「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

（法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第三十六条の四 法第二十七条の三第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場

合において、同条各号列記以外の部分中、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の三第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによって」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の六の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

（申請書の送付手続）

第三十六条の五 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項（法第二十七条の三第二項に係るものに限る。）について準用する。

（聴聞の特例）

第三十六条の六 地方運輸局長は、法第二十七条の六第六項の規定により、その権限に属する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の停止の命令に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

4 道路運送法施行規則第六十条の二及び第六十条の三の規定は、第一項の規定による聴聞を行う場合について準用する。

（共通乗車船券の届出）

第三十六条の七 法第二十七条の八第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所

- 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
 - 三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類
 - 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
 - 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
 - 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件
- 第三十八条第三項中「第三十条の四第三項」を「第二十五条第三項」に改める。
- 第三十九条第三項中「(同項に掲げる書類を除く。)」を削り、同条第四項を次のように改める。
- 4 道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二十二条第三項(同規則第二十三条第三項及び第二十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、第一項の認定の申請について準用する。
- 第四十条中「道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)」を「」とあるのは「新地域旅客運送事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第三十八条又は第三十九条に基づく申請書(」と、「」に改め、「又は第十四条に基づく認可申請書(」を削り、「新地域旅客運送事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第三十八条又は第三十九条に基づく申請書(規則第三十八条第二項又は第三十九条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が」を「」第四条に基づく許可申請書に係る事項」に改め、「地方運輸局長」と」の下に「、「限る。)

「とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と「規則第十四条に基づく認可申請書（「につき」に、「規則第三十八条第二項又は第三十九条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付」を「道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載」に改め、「当該申請書」との下に「、同令第六条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と」を加える。

第四十一条中「これによって」との下に「、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と」を加える。

第四十四条第一項第四号中「海上運送法施行規則」の下に「（昭和二十四年運輸省令第四十九号）」を加える。

第四十五条第一項中「第六節」を「第七節」に改め、同項第一号中「第二十五条の三第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同項第六号を同項第十号とし、同項第五号を同項第九号とし、同項四号中「（大正十年法律第七十六号）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（鉄道事業法第三条第一項の許可、同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条

第一項第一号及び第六号に掲げるものを除く。)若しくは同法第十六条第三項、第十七条若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出(同規則第七十一条第一項第七号又は第八号に掲げるものを除く。)、軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の規定による特許若しくは第二十二條ノ二の規定による許可若しくは同法第十一条第一項の認可(軌道法施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるものを除く。)又は道路運送法第四条第一項の規定による許可(道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)第一条第一号に掲げるものを除く。)、同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の規定による認可(同令第一条第一項第二号及び第六号に掲げるものを除く。)若しくは同法第九条第三項の規定による届出(同令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。)に係るものに限る。)

五 法第二十七条の六第五項の規定による事業の実施方法の変更の命令又は同条第六項の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し(当該事業に係る路線が道路運送法施行規則第六十七条に規定する地方的な路線の基準に該当するものである場合又は当該事業が路線を定めて行うものの以外のものである場合を除く。)

六 法第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令(道路運送法施行令第一条第三十号に掲げるものを除く。)

七 法第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定による封印の取

付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

第四十五条第二項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号、第二号若しくは第四号又は同令第四条第一項の権限のみに係るものに限る。）

二 法第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付

第四十五条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

別表第一中「、第十七条、第二十四条及び第二十五条」を「及び第十七条」に改める。

別表第二中「、第二十二条、第二十四条及び第二十五条」を「及び第二十二条」に改める。

別表第二の二中「第三十条の四及び第三十条の五」を「第二十五条及び第二十六条」に改め、同表法第二十五条の四第一項の項中「法第二十五条の四第一項」を「法第二十五条第一項」に改める。

別表第三中「第三十四条関係」を「第三十条関係」に改め、同表法第二十七条第四項の項中「第三十四条各号」を「第三十四条第二項において準用する同規則第三十三条各号」に改め、同表の次に次

の一表を加える。

別表第三の二（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
法第二十七条 の四 鉄道事業法第三条第一項 の許可に係る部分	鉄道事業法第四条第一項 各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第二条 第二項各号に掲げる書類及 び図面
鉄道事業法第七条第一項 の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七 条第一項各号に掲げる事 項	鉄道事業法施行規則第七条 第二項に規定する書類及び 図面
鉄道事業法第七条第三項 の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八 条第二項各号に掲げる事 項	
鉄道事業法第十六条第一 項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三 十二条第二項各号に掲げ る事項	鉄道事業法施行規則第三十 二条第三項に規定する書類
鉄道事業法第十六条第三	鉄道事業法施行規則第三	

	法第二十七條の五			
軌道法第十一條第一項（	軌道法第三條の特許に係る部分	第一項の届出に係る部分 鉄道事業法第二十八條第一項又は第二十八條の二	出に係る部分 鉄道事業法第十七條の届	項の届出に係る部分 鉄道事業法第十六條第四項の届出に係る部分
軌道法施行規則第十九條		第十二條第一項各号に掲げる事項	三項各号に掲げる事項 鉄道事業法施行規則第三十五條第一項各号及び第三項各号に掲げる事項	各号に掲げる事項 用する同規則第三十三條各号に掲げる事項 鉄道事業法施行規則第三十四條第二項において準
軌道法施行規則第十九條第	軌道法施行規則第一條第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同條第二項に規定する事由書	類 二條第二項各号に掲げる書類	類及び図面 鉄道事業法施行規則第四十五條第二項各号に掲げる書類	鉄道事業法施行規則第三十

<p>旅客運賃の設定に係るものに限り。）の認可に係る部分</p>	<p>第一項に規定する事項</p>	<p>二項に規定する書類</p>
<p>軌道法第十一条第一項（旅客運賃の変更に係るものに限り。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則第二十二條第一項に規定する事由</p>	<p>軌道法施行規則第二十二條第二項に規定する書類</p>
<p>軌道法第十一条第一項（荷物運賃の設定に係るものに限り。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則第二十二條第一項及び第二項に規定する事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十二條第二項に規定する書類</p>
<p>軌道法第十一条第一項（荷物運賃の変更に係るものに限り。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則第二十二條第一項に規定する事由</p>	<p>軌道法施行規則第二十二條第二項に規定する書類</p>
<p>軌道法第十一条第一項（</p>	<p>軌道法施行規則第二十一</p>	

<p>運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法第十一条第二項（国土交通省令を以て定める料金の設定に係るものに限る。）の届出に係る部分</p>	<p>軌道法第十一条第二項（国土交通省令を以て定める料金の変更に係るものに限る。）の届出に係る</p>
<p>条第一項に規定する事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十二 条第一項に規定する事由</p>	<p>軌道法施行規則第二十一 条第三項に規定する事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十二 条第三項に規定する事由</p>

					法第二十七條 の六第一項	
					道路運送法第四條第一項 の許可に係る部分	部分 軌道法第二十二條ノ二の 許可に係る部分
					道路運送法第九條第一項 の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十八 條第一項及び第二項に規 定する事項
					道路運送法第九條第三項 の届出に係る部分	道路運送法施行規則第九 條第一項各号に掲げる事 項
					道路運送法第九條第四項 の届出に係る部分	道路運送法施行規則第九 條第一項各号に掲げる事 項
					道路運送法第九條第五項	道路運送法施行規則第十 項
						軌道法施行規則第二十八 條第二項に規定する書類
						道路運送法施行規則第六條 第一項各号に掲げる書類
						道路運送法施行規則第八條 第二項に規定する書類
						道路運送法施行規則第九條 第二項に規定する書類

の届出に係る部分	道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法第十五条の二第一項の届出に係る部分
条第三項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条の五第一項各号に掲げる事項
	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第十五条の五第二項又は第三項に規定する書類

<p>道路運送法第十五条の三 第一項又は第二項の届出 に係る部分</p>	<p>道路運送法施行規則第十 五条の十三第一項各号に 掲げる事項</p>	<p>道路運送法施行規則第十五 条の十三第二項に規定する 図面</p>
<p>道路運送法第十五条の三 第三項の届出に係る部分</p>	<p>道路運送法施行規則第十 五条の十四第二項に掲げ る事項</p>	
<p>道路運送法第三十八条第 一項の届出に係る部分</p>	<p>道路運送法施行規則第二 十五条第一項各号に掲げ る事項</p>	
<p>道路運送法第三十八条第 二項の届出に係る部分</p>	<p>道路運送法施行規則第二 十五条第二項において準 用する同令第十五条の五 第一項各号に掲げる事項</p>	<p>道路運送法施行規則第二十 五条第二項において準用す る同令第十五条の五第二項 又は第三項に規定する書類</p>
<p>道路運送法第七十九条の 登録に係る部分</p>	<p>道路運送法第七十九条の 二第一項各号に掲げる事 項</p>	<p>道路運送法施行規則第五十 一条の三各号に掲げる書類</p>

	道路運送法第七十九条の 七第一項の登録に係る部 分	道路運送法施行規則第五 十一条の十一第一項各号 に掲げる事項	道路運送法施行規則第五 一条の十一第二項各号に掲 げる書類
法第二十七条 の七	海上運送法第七十九条の 七第三項の届出に係る部 分	道路運送法施行規則第五 十一条の十三第二項各号 に掲げる事項	道路運送法施行規則第五 一条の十三第三項各号に掲 げる書類
海上運送法第三条第一項 の許可に係る部分	海上運送法施行規則第二 条第一項各号に掲げる事 項	海上運送法施行規則第二 条第二項各号に掲げる書類	海上運送法第六条の届出 に係る部分
海上運送法第八條第一項 の届出に係る部分	海上運送法施行規則第三 条各号に掲げる事項		海上運送法第八條第三項 の認可に係る部分
海上運送法第八條第三項 の認可に係る部分	海上運送法施行規則第四 条の二第二項各号に掲げ る事項		海上運送法第八條第三項 の認可に係る部分

<p>海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分</p>	<p>海上運送法施行規則第八条第一項各号に掲げる事項</p>	
<p>海上運送法第十一条第三項の届出に係る部分</p>	<p>海上運送法施行規則第八条の二第二項各号に掲げる事項</p>	
<p>海上運送法第十一条の二第一項の届出に係る部分</p>	<p>海上運送法施行規則第九条各号に掲げる事項</p>	
<p>海上運送法第十一条の二第二項の認可に係る部分</p>	<p>海上運送法施行規則第十条各号に掲げる事項</p>	
<p>海上運送法第十一条の二第四項の届出に係る部分</p>	<p>海上運送法施行規則第十条第二項各号に掲げる事項</p>	
<p>海上運送法第十五条第一項又は第二項の届出に係る部分</p>	<p>海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項</p>	

海上運送法第十九条の五 第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二 十条各号又は第二十条の 二各号に掲げる事項	
海上運送法第十九条の五 第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二 十一条各号に掲げる事項	
海上運送法第二十条第二 項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二 十二条各号又は第二十二 条の三各号に掲げる事項	
海上運送法第二十条第三 項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二 十三条各号に掲げる事項	

附 則

この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十日）から施行する。